

住田町における技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 2 月策定

1 取組方針の策定目的

地方公共団体の技能労務職については、その職務の性格や内容が、民間企業の従業員と同一又は類似しているにも関わらず、給与の高額に対する指摘や批判が多くなされています。本町においても、その指摘を真摯に受け止めるとともに、今後も厳しい財政状況が続いていくであろうことを踏まえ、技能労務職員の給与等について総合的に点検を行い、適正な給与制度の確立と運用を図ることが必要と考え、本取組方針を策定したものです。

2 現状

本町の技能労務職員数であります。平成19年4月1日現在で、運転手2人、電話交換手1人、用務員8人、調理員3人の合計14人となっています。また、技能労務職員の給与等については、賃金構造基本統計調査において公表されている民間企業の給与等のデータと比較すると平均給与月額が高いものとなっています。

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員					民間企業			A/B
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円:A)	平均給与月額 国ベース(円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月 額(円:B)	
全 体	14	42.0	279,764	307,050	291,695				
うち用務員	8	40.3	266,863	285,533	273,427	用 務 員	53.9	227,200	1.25
うち調理員	3	44.0	288,667	319,026	301,903	調 理 士	42.3	221,400	1.44
国	5,193	48.8	287,094	-	320,514	-	-	-	-
県		46.6	326,268	362,443	-	-	-	-	-

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(円:C)	民間(円:D)	C/D
住 田 町	4,968,253	-	-
うち用務員	4,612,812	3,284,300	1.40
うち調理員	5,183,440	3,041,800	1.70

町職員の「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

町職員の「平均給与月額」は、給料月額と手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当)が含まれるものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

国ベース換算の平均給与月額は、前出のうち、通勤手当、時間外勤務手当が除かれ、寒冷地手当(年額を12で除した額)を加えて算出しています。

「民間データ」は、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用しています。

技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

個人が特定される場合については公表できません。(1人の項目)

(2) 年齢別職員数(単位:人)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上
全 体												
自動車運転手							1	1				
電話交換手								1				
用 務 員					2	2	1	3				
調 理 員							2	1				

データは、平成19年4月1日現在のものです。

3 その他給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員の行政職給料表(二)に同じ。ただし、4級制を適用しています。

イ 昇格基準

毎年4月1日に前年1年間における勤務成績に応じ、4号級(55歳を超える場合は2号級)を標準として昇給します。

ウ 各種手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

4 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員の給与が民間の事業者に比べ高い水準となっていることを踏まえ、給与面においては、国、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、現状分析と課題の抽出を行い適正化に向けた取り組みを推進します。

5 具体的な取組内容

給料表については、当面、国に準拠した現行の給料表を踏襲し、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。また、昇給及び勤勉手当の支給については、人事評価制度に基づき適正に運用します。

今後、技能労務職場については、住田町集中改革プラン及び住田町民営化方針に基づき、積極的に民間活力の導入を推進し、このことにより、技能労務職員に過員を生じる場合については、事務職等への職種変更試験制度を活用するなど、適正な人事管理に努めます。また、技能労務職員については、職員数の適正化等も踏まえ、原則、退職者不補充とします。なお、退職等により人員不足が生じる場合については、職種転換又は臨時職員の雇用等で対応していくこととします。